■ 手続きのながれ(まずは事前相談からお気軽に!)

事前相談

- 補助要件等について必ず事前に相談し、「事前協議書」を 提出してください。
 - ◆ 手続きには一定の期間が必要となりますので、あらかじめ余裕をもって のご相談をお願いいたします。

補助金の 交付申請

工事等の内容が決まり、準備ができましたら、契約・着工前に「補助金交付申請書」を提出してください。

補助金の 交付決定(市)

補助要件などの適合の確認後に、「補助金交付決定通知書」を交付します。

工事等の契約・着工

補助金の交付決定後に、工事等の契約・着工を行って ください。

完了の報告

■ 工事の完了後に、「完了実績報告書」を提出してください。● 申請を行った年度の11月末日までにお出しください。

補助金額の確定【市】

補助要件などの適合の確認後に、「補助金額確定通知書」 を交付します。

補助金の 交付請求

補助金額の確定後に、「補助金交付請求書」を提出して ください。

◆ 指定の口座に補助金を入金します。

維持管理

- 整備した扉や塀などの維持管理をしてください。
 - ◆ 譲渡や変更をする場合は、事前に協議が必要です。

!! ご注意

- 補助は予算の範囲で実施しますので、予定額に達し次第受付を終了します。
- 他の補助金との重複はできません。また、過去に他の補助金により工事等を行っている場合、補助の対象外に なることがあります。
- 補助金の交付決定より前に行った工事や、法令に適合しない工事等は補助の対象外となります。
- 法人が所有する建物、ブロック塀等については補助の対象外となります。

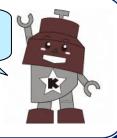
お問合せ先

川口市 都市整備部 市街地整備室

住所:〒333-0853 川口市芝園町3-17

TEL:048-264-5321 (直通) FAX:048-264-5322

まずは こちらに!



発行:平成29年8月

災害に強いまちへの 改善を応援します!

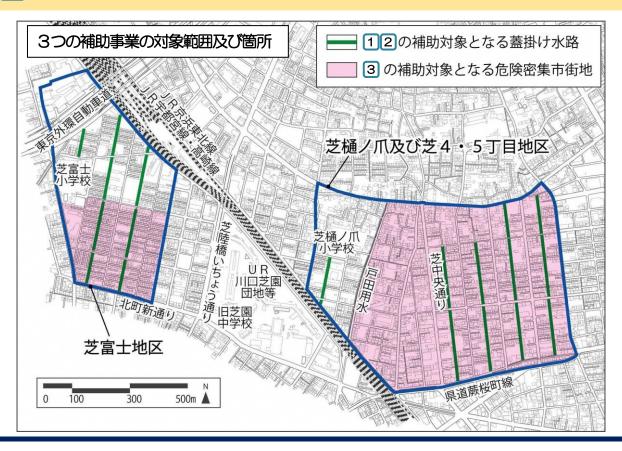
~ 川口市密集市街地改善整備補助金について ~

川口市マスコット 「きゅぼらん」

密集市街地の防災まちづくりについて

芝富士地区と芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区は、地区の大半が「地震時等に著しく 危険な密集市街地*」(以下、危険密集市街地)となっているため、川口市では現在ま でに道路拡幅事業や地区計画の策定等を行い、地区の安全性の向上を図ってきました。 これらの取り組みに加え、より災害に強いまちづくりを進めるため、3つの補助事 業を行います。(詳細は2~3ページをご覧ください。)

- 1 行き止まり道路改修補助(緊急避難路整備事業)
- 2 危険ブロック塀解体・整備補助 (防災避難路整備事業)
- 3 老朽建築物解体補助(木造老朽建築物等除却事業)

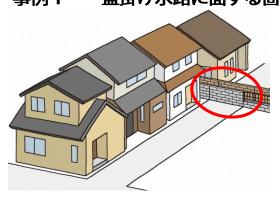


※「地震時等に著しく危険な密集市街地」は、国土交通省が平成24年に公表したもので、密集市街地のうち、延焼危険性又は 避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である、著しく危険な密集市街地をいいます。

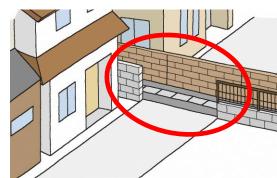
1 行き止まり道路改修補助 (緊急避難路整備事業)

もしもの時にふた掛け水路からも逃げられるようにしたい!

-事例1- 蓋掛け水路に面する箇所が塀などで行き止まりになっている場合







ブロック塀などの除却

-事例2- 蓋掛け水路に面する突当りに住宅などがある場合







水路に通り抜けられる扉の設置

● 補助金の上限など

補助対象となる工事費の上限	補助率	補助金上限
3 0万円 ※	9/10	27万円

※又は2者以上の見積り額のうち低い額

● 対象となる工事

蓋掛け水路に面する行き止まりの改善に関する工事の うち、以下のもの。

- ① 行き止まりとなっているブロック塀や植栽を除却 する工事(幅90cm以上)
- ② ①の除却後に、扉や階段等の設備を設置する工事 (幅90cm以上)

• 補助の要件

- ◆ 火災又は地震時などの緊急時に避難路として、 誰が通り抜けてもよいことを承諾した「通り抜 け協定」を締結していること。
- ◆ 工事完了時に水路の区域に越境しているもの がないこと。 など

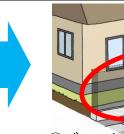
【その他の要件(1~3 共通)】

○補助対象物を所有していること ○市税を滞納していないこと ○関係権利者の承諾が得られていること ○10年以上維持管理すること ○市内業者に請け負わせて工事を行うこと など

2 危険ブロック塀解体・整備補助(防災避難路整備事業)

<u>危ないプロック塀を改善して、ふた掛け水路を安全</u>に通れるようにしたい!









1ブロック塀等の除却

②軽量なフェンス等の設置

12万円

• 補助金の上限など 補助金上限 補助率 補助対象となる工事費の上限 内容 ①ブロック塀などの除却 9千円/m×延長(m) ※ 9/10 10万円

2万円/m×延長(m) ※

※又は2者以上の見積り額のうち低い額

②軽量なフェンスや門の設置

• 対象となる工事

蓋掛け水路沿いの危険なブロック塀等の改善に関する工事のうち、 以下のもの。

- ① 高さが宅地地盤面より0.6m又は隣接水路面から1.0mを 超えるブロック塀などを除却する工事
- ② ①の除却後に、軽量なフェンスや門を設置する工事

• 補助の要件

1/2

◆ 工事完了時に水路の区域に越境して いるものがないこと。など

3 老朽建築物解体補助(木造老朽建築物等除却事業)

建替えができなくて古くなった木造住宅を壊したい!







• 補助金の上限など

補助対象となる工事費の上限	補助率	補助金上限
2万円/㎡×延床面積(㎡) ※	2/3	100万円

3

※又は2者以上の見積り額のうち低い額

対象となる工事

危険密集市街地の区域内にある木造老朽建築物(下記のすべてを満たすもの) ◆ 敷地内の火災時の延焼のもと 等の除却に関する工事

- ① 新築・増築等に必要な接道条件を満たさない敷地に建築されているもの
- ② 昭和56年5月31日以前に建築されているもの
- ③ 主要な構造部が木造のもの

• 補助の要件

となるものをすべて除却する こと。 など